

令和元年9月3日

各位

碧海信用金庫

## 消費税率引き上げに伴う各種手数料改定について

令和元年10月1日（火）からの消費税率引き上げに伴いまして、下記のとおり「へきしん電子記録債権サービス」の各種手数料を改定させていただきます。

記

### 1. 手数料改定日

令和元年10月1日（火）

### 2. 改定後の手数料

#### (1) 月額基本手数料

1,100円

※改定後の月額基本手数料は、令和元年10月分より適用いたします（初回引落日は11月25日となります）。

ただし、次のお取引があるお客さまは、引き続き**無料**となります。  
・「へきしんビジネスインターネットバンキング ファイル伝送サービス」  
・「へきしんデータ伝送サービス」  
・「へきしんファーム&ホームバンキングサービス（資金移動）」

#### (2) 1取引あたりの手数料

項目		手数料	
		パソコンによる 受付	書面による 受付
発生記録	当金庫宛	330円	1,100円
	他行庫宛	440円	1,100円
譲渡・分割譲渡記録 (※1、※2)	当金庫宛	220円	1,100円
	他行庫宛	330円	1,100円
通常開示（照会）		無料	1,100円
特例開示（照会）		—	3,300円
変更記録（債権内容に係る場合）		220円	2,200円
保証記録（譲渡に随伴しない場合）		220円	1,100円
支払等記録（※3）		220円	1,100円
受取（入金）／1件あたり		220円	—
残高証明書発行手数料（1通あたり） （でんさいネット発行分 ※4、※5）	定例発行方式	—	1,650円
	都度発行方式	—	4,400円
特定記録機関変更記録（※6）		4,400円	

- ※1 譲渡記録手数料および分割譲渡記録手数料（220 円）の徴求事由に、「でんさい割引時の当金庫への電子記録債権の譲渡」を含みます。
- ※2 譲渡記録手数料（1,100 円）の徴求事由に、でんさい割引に係る「電子記録債権の返還に伴う譲渡（手形でいう買戻し）」を含みます。
- ※3 支払等記録手数料（1,100 円）の徴求事由に「口座間送金決済中止依頼（手形でいう組み戻し）を含みます。
- ※4 所定の依頼書を提出していただき、後日「でんさいネット」から発行されます。
- ※5 でんさい割引の残高については、当金庫が発行する残高証明書の「手形割引」に含みます。  
でんさい割引の残高と手形割引の残高の内訳は表示されません。
- ※6 提携記録機関の電子記録債権をでんさいネットへ移動する際に発生する手数料です。  
特定記録機関変更記録の結果通知時に手数料をお支払いいただきます。

以 上